

## 波佐見町建設工事等の予定価格事後公表に関する要綱

# 波佐見町建設工事等の予定価格事後公表に関する要綱

平成19年3月30日

波佐見町告示第25号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、入札、契約手続きの競争性及び透明性を高めることを目的に波佐見町において発注する建設工事及び業務に関する入札結果及び契約内容の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

## (公表の対象)

第2条 この要綱により予定価格の対象となるものは予定価格が130万円を超える工事及び業務とする。ただし、随意契約を除く。

## (公表の内容)

第3条 公表の内容は、別紙に定める。

## (公表の方法)

第4条 落札者決定後、入札経過を整理のうえ契約担当課において閲覧に供すると共に、波佐見町の総務課閲覧場所において公表するものとする。

## (公表の期間)

第4条 公表の期間は、契約締結日の翌日から起算して1年間とする。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。